

「柏原市人権行政基本方針・推進プラン」の
改定について

－ 答 申 －

柏原市人権擁護審議会

令和4(2022)年10月

目次

はじめに	1
1 柏原市人権行政基本方針・推進プランの改定にあたっての基本的な視点	2
2 審議経過	2
柏原市人権行政基本方針	
3 第1章 基本方針策定の背景	3
4 第2章 基本理念	3
5 第3章 基本方針	3
柏原市人権行政推進プラン	
6 第1章 人権行政推進プランについて	3
7 第2章 人権行政推進プランの取組み	4
8 第3章 人権課題への取組み	4
9 第4章 プランの推進	5
おわりに	5

はじめに

柏原市では、すべての人の人権が尊重され、平等に社会への参加・参画ができるようにすることを基盤に捉え、温かい心にあふれ、喜びと生きがいを実感しつつ、安心して暮らせる人権重視にあふれたまち「柏原」の実現に向け、平成18(2006)年10月に「柏原市人権行政基本方針・柏原市人権行政推進プラン(以下、「基本方針・推進プラン」という)」を策定し、人権施策を総合的に推進してきた。

こうしたなか、経済のグローバル化等がより一層進展し、社会経済システムが変化するとともに、情報化等から新たな人権課題が発生し、新たな人権関係法令が施行されるなど社会情勢の変化が生まれている。このような変化との整合性を図るため、基本方針・推進プランの改定の必要性が生じた。

こうした経緯により、令和3(2021)年12月に柏原市長から柏原市人権擁護審議会(以下、「本審議会」という)に対して、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針・推進プランの改定についての諮問が行われた。

本審議会では、答申に際して、令和3(2021)年1月に柏原市が実施した「人権問題に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という)」の結果をはじめ、これまでの柏原市の人権に関する施策などについても、その理解を含めながら、審議を行った。

今般、同諮問に係る審議を終えたので、次のとおり答申する。

1 柏原市人権行政基本方針・推進プランの改定にあたっての基本的な視点

諮問事項である「柏原市人権行政基本方針・柏原市人権行政推進プランの改定」について、本審議会では、諮問の趣旨をふまえ、以下の基本的な視点を重視し、調査・審議を進めた。

(1) 基本方針・推進プランの意義と役割の継承

さまざまな人権問題とそれに対する基本的な考え方、施策の推進体制や方向等を示す基本方針・推進プランは、平成18(2006)年10月に策定された。

策定から15年以上が経過しているため、現在の社会情勢に対応すべく推進プランの意義と役割を継承して改定すべきである。

(2) 人権関係法令等との整合

平成28(2016)年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」等や、市民意識調査の結果との整合を図り、柏原市の地域性や現状をふまえた基本方針・推進プランに改定すべきである。

2 審議経過

本審議会は、令和3(2021)年9月10日に、令和3(2021)年度第1回目の会議を開催し、市民意識調査の結果の検証を行った。

令和3(2021)年12月20日に、令和3(2021)年度第2回目の会議を開催し、基本方針・推進プランの素案について協議を行った。また、同日に「柏原市人権行政基本方針及び柏原市人権行政推進プラン」の策定に係る諮問書が本審議会に提出された。

令和4(2022)年3月1日～3月11日にかけて、令和3(2021)年度第3回目の会議を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面により開催し、基本方針・推進プランの素案への意見、修正等を協議・承認を行った。

令和4(2022)年7月12日に、令和4(2022)年度第1回の審議会を開催し、同年5月10日から5月24日にかけて実施された「柏原市人権行政基本方針・推進プラン(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」の結果報告を受け、基本方針・推進プランへの修正等を行った。本審議会では、令和3(2021)年度第1回の会議から、令和4(2022)年10月24日開催の第5回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果をふまえ、答申をとりまとめた。

柏原市人権行政基本方針

3 第1章 基本方針策定の背景

柏原市人権行政基本方針の第1章の構成は次のとおりで、国内外及び大阪府、柏原市における変遷、人権の取組み、基本的認識、基本方針の性格について記載した。

- 1 人権尊重の潮流
- 2 基本的認識
- 3 基本方針の性格

4 第2章 基本理念

第2章では、柏原市人権条例をふまえ柏原市の人権についての考え方、人権が尊重されるためには、すべての人々があらゆる場での出来事や活動を通じて人権問題を自らの問題として積極的に考えて行動していくべきことを記載した。

5 第3章 基本方針

第3章では、人権施策推進の基本理念を達成するため、以下の3点を基本方針として記載した。特に啓発活動においては、被差別マイノリティの当事者の思いを取り入れた啓発の手法を検討していくことを追加した。

- 1 啓発活動
- 2 相談体制の充実
- 3 教育・研修の実施

柏原市人権行政推進プラン

6 第1章 人権行政推進プランについて

柏原市人権行政推進プラン(以下「推進プラン」という)の第1章の構成は次のとおりで、柏原市の人権施策の考え方や位置づけ及び総合的で実効性のある施策を推進するための庁内システムの整備を記載した。

- 1 推進プランの趣旨
- 2 プランの位置づけ
- 3 推進体制の整備

7 第2章 人権行政推進プランの取組み

第2章では、推進プランの取組みとして、以下の3点を記載した。

1 人権教育・人権啓発について

人権教育・人権啓発では、次の6点を記載した。

- (1)生涯学習としての人権教育
 - (2)学校教育等における人権教育
 - (3)職員・教職員に対する人権教育
 - (4)福祉・医療関係者に対する人権教育
 - (5)企業における人権教育
 - (6)家庭・地域における人権教育
- 2 人権相談・擁護の充実
 - 3 市民参加・参画の推進と人権ネットワーク化の推進

8 第3章 人権課題への取組み

第3章では、国、大阪府、柏原市等の人権施策の取組み及び市民意識調査の結果等をふまえ、以下の人権課題への取組みの推進を記載した。また、社会情勢の変化に伴う新たな問題についても、推進プランの趣旨に沿って的確に対応していくを追加した。

- 1 部落差別(同和問題)
- 2 女性の人権問題
- 3 子どもの人権問題
- 4 高齢者の人権問題
- 5 障害者の人権問題
- 6 外国人の人権問題
- 7 ハンセン病回復者・感染症患者等の人権問題
- 8 犯罪被害者の人権問題
- 9 インターネットによる人権問題
- 10 LGBTなどの性的マイノリティの人権問題
- 11 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権問題
- 12 さまざまな人権をめぐる課題

9 第4章 プランの推進

第4章では、推進プランの取組みに関する留意点として、以下4点を記載した。

- 1 人権行政推進プランを総合的、効果的に推進し、市民の人権意識の高揚をさらに図っていくため、「人権施策推進本部」を中心とした全庁的な取組みの推進
- 2 社会の複雑多様化や情報化など時代の流れの中で、随時情報収集に努めるとともに、時代の要請、ニーズに合った施策の実施
- 3 国、市町村その他の公的機関や民間団体等との連携
- 4 社会情勢の変化等に対応すべく人権行政推進プランを変更する必要性が生じた場合の見直し

おわりに

柏原市は、昭和48(1973)年の「人権擁護都市宣言」を行い、大阪府下初の「人権モデル地区」として大阪府人権擁護委員連合会から、その指定を受け、以来人権意識の高揚を図り、平和で明るい民主社会の実現に努めてきた。

本審議会は、本答申に基づく「柏原市人権行政基本方針・推進プラン」の改定により、さまざまな人権問題に関する施策を行政全体で推進され、平成13(2001)年4月に施行された「柏原市人権条例」の目的である、すべての人の人間としての尊厳を尊重し、もって市民が快適で健やかな生活を送れる柏原市の実現に期待する。今後も人権問題に関する取組みについては、定期的に当審議会に報告されたい。